

平成 24・25 年度入学者の皆様へ 学生便覧の訂正について(P29)

※赤字部分を削除してください。

＜学部共通科目の履修方法＞

- (1) 「科学の世界」の数学A及び数学Bは数理科学科、物理A及び物理Bは物理学科、化学A及び化学Bは物質生命化学科、生物A及び生物Bは生物学科、地球環境A及び地球環境Bは地球環境学科がそれぞれ開講し、修得した単位は選択科目とする。
ただし、卒業要件を超えて修得した単位は、地球環境学科を除き自由科目とする。「科学の世界B」の開講期（前期・後期）は、年度ごとに異なるので授業時間割により確認すること。
なお、自学科開講の「科学の世界」は履修できない。
- (2) 「自然科学基礎実験Ⅰ」は物理学科、「自然科学基礎実験Ⅱ」は物質生命化学科、「自然科学基礎実験Ⅲ」は生物学科、「自然科学基礎実験Ⅳ」は地球環境学科がそれぞれ開講し、教員免許状取得及び学芸員となる資格取得のための科目であり、修得した単位は卒業に必要な単位数には含めない。
なお、自学科開講の「自然科学基礎実験」は履修できない。
- (3) 「自然科学特選」は、自由科目とする。
ただし、地球環境学科の学生には、卒業要件を満たす単位とはならない。
- (4) 「キャリアデザイン概論」は、自由科目とする。
ただし、地球環境学科の学生には、卒業要件を満たす単位とはならない。
- (5) 「サイエンスセミナー」は、自由科目とする。
ただし、数理科学科及び地球環境学科の学生には選択科目とする。
- (6) 「放射線取扱入門」は、自由科目とする。
ただし、地球環境学科の学生には、選択科目とする。
- (7) 「インターンシップ」は、3年の前期に開講し、1～2週間(全40時間以上)の研修と事前・事後指導を含めて2単位とする。成績評価は行わず単位認定のみが行われ、評定記号はNとなる。
生物学科の学生には、自由科目とする。数理科学科、物理学科、物質生命化学科、地球環境学科の学生には、卒業要件を満たす単位とはならない。
履修を希望する学生は、4月下旬に行われるインターンシップ説明会に参加すること。
- (8) 海外特別研修は、自由科目とする。渡航時期は、原則として夏季休業、冬季休業、春季休業期間とする。
ただし、地球環境学科の学生には、選択科目とする。
履修を希望する学生は、渡航前に、必要な手続きについて学生センター理学部担当に問い合わせること。

※(7)、(8)は、特定の授業を受講するのではなく、履修生が自ら参加・実践した成果を単位に換える科目である。

(参考)

- (1) 「科学の世界」開講の主旨
理学部の学生として、自分の所属する学科以外の分野にも関心を向け、幅広い自然科学の基礎知識を得るため、理学部共通の基礎科目として開講する。
「科学の世界A」、「科学の世界B」合わせて8単位以上修得することが卒業要件となっている。(単位の修得については、各学科の履修方法を参照のこと。)
○「科学の世界」の理念
 - ・科学の世界A：
自然科学の幅広い基礎知識のうち、自然の成り立ち、それを支配する科学的法則、さらにそれらを論理的に理解する手法などの基本的な事柄について取り扱う。高等学校で未履修であっても理解できる初歩的な知識を用いて行うことを基本とし、自然科学を体系的に理解することを目指す。
 - ・科学の世界B：
自然科学の幅広い基礎知識や基礎的な事柄について、より発展的な内容について踏み込んで取り扱うことがある。「科学の世界A」で扱わなかった内容を中心とするが、Aと同じ項目でも基礎的な知識や理解を発展させながら、自然科学を深く理解することを目指す。
- (2) 「自然科学特選」開講の主旨
現代科学における最新のニュースに触れ、科学的世界観を深めると共に、英語力を高め、国際会議等に参加できるようにする。講義は英語により行われる。

平成 25 年 4 月のオリエンテーションでも配布しましたが、平成 24 年度入学学生の方は、学生便覧の朱書きの箇所を訂正してください。

5 教員免許状取得のための履修について

教員免許状（以下「免許状」という。）を取得するためには、教育職員免許法に定められた所要資格を得なければなりません。理学部では、所属する学科に応じて、数学もしくは理科の免許状を取得する資格が得られます（第 1 表参照）。

第 1 表 取得できる免許状の種類・教科

学 科	種 類	教 科
数 理 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
物 理 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科
物質生命化学科		
生 物 学 科		
地球環境学科		

免許状を得るための資格及び修得単位数については、第 2 表のとおりです。詳細は、次ページ以降の「1 『教科に関する科目』の修得について」、「2 『教職に関する科目』の修得について」、「3 『教科又は教職に関する科目』の修得について」で確認してください。

第 2 表 免許状を得るための資格及び修得単位数表

所 要 資 格 免許状 の種類	基 礎 格 資 格	大学において修得することを 必要とする最低単位数		
		教科に 関する科目	教職に 関する科目	教科又は教職 に関する科目
中学校教諭 一種免許状 (数学)	学士の 学位を 有する こと	2 0	3 1	8
中学校教諭 一種免許状 (理科)		2 0	<u>3 3</u>	<u>6</u>
高等学校教諭 一種免許状 (数学・理科)		2 0	2 5	1 4

また、第 2 表に掲げる科目の他に、教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 において定められる科目の単位も修得する必要があります。第 3 表を参考に、修得し忘れることの無いよう、十分に注意してください。

第 3 表 教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 において定められる科目

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する本学授業科目	必要単位数
日 本 国 憲 法	基盤教育科目の「日本国憲法」	2
体 育	基盤教育科目の「健康・スポーツ科学」、「スポーツ実技」、「スポーツセミナー」から	2
外国語コミュニケーション	基盤教育科目の「英語(C)」	2
情報機器の操作	基盤教育科目の「情報リテラシー(情報処理)」	2

加えて、中学校の免許状を取得しようとする場合は、介護等の体験（7日間）を行うことが必要です。介護の体験に関するオリエンテーションや、必要な手続き等については、その都度掲示で周知するため、見落としのないようにしてください。

介護等の体験を終了した場合は、「介護等体験(含事前指導)」として 2 単位を修得できます。ただし、この単位は教員免許状取得のための「教科に関する科目」、「教職に関する科目」又は「教科又は教職に関する科目」の単位数、及び卒業要件単位数には含まれません。

平成 25 年 4 月のオリエンテーションでも配布しましたが、平成 24 年度入学学生の方は、学生便覧の朱書きの箇所を訂正してください。

2 「教職に関する科目」の修得について

第 2 表の「大学において修得することを必要とする最低単位数」欄の「教職に関する科目」の単位のうち、必修科目とその最低修得単位数は、次のとおりです。

下表に基づき、中学校の免許状を取得しようとする場合は 3 1 単位（数学）もしくは 3 3 単位（理科）以上、高等学校の免許状を取得しようとする場合は 2 5 単位（数学、理科共通）以上を修得しなければなりません。

第 7 表

第一欄	教職に関する科目	授業科目	単位数	開講期及び毎週授業時間数						免許状に必要な最低修得単位数	
				2 年		3 年		4 年		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
				前期	後期	前期	後期	前期	後期		
第二欄	教職の意義等に関する科目	教 職 論	2	2					2	2	
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教 育 原 論	2	2					2	2	
		学 習 心 理 学	2	2					2	2	
		教 育 経 営 学	2	2					2	2	
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教 育 課 程 編 成 論	2			2			2	2	
		数 学	数 学 科 教 育 法 A	2			2			2	2
			数 学 科 教 育 法 B	2				2		2	
			数 学 の 教 材 分 析 A	2			2				
			数 学 の 教 材 分 析 B	2				2			
		理 科	理 科 教 育 法 A	2			2			2 ^(※)	2
			理 科 教 育 法 B	2				2			
			<u>理科の教材分析 A</u>	<u>2</u>			<u>2</u>			<u>2</u>	
			<u>理科の教材分析 B</u>	<u>2</u>			<u>2</u>			<u>2</u>	
			道 徳 教 育 実 践 指 導 論	2			2			2	
			特 別 活 動 論	2			2			2	2
			教 育 方 法 ・ 技 術	2	2					2	2
		生 徒 指 導、教 育 相 談 及 び 進 路 指 導 等 に 関 す る 科 目	生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導	2			2			2	2
教 育 相 談	2				2			2	2		
第五欄	教 育 実 習	事 前 ・ 事 後 指 導	1			1 単位		1	1		
		教 育 実 習	4			4(2) 単位		4	2		
第六欄	教 職 実 践 演 習	教 職 実 践 演 習 (中学校・高等学校)	2					2	2		

(※) は、いずれか一方の科目を選択し、単位を修得すること。

- (注) 1) 開講期は、授業時間割により確認してください。
 2) 教科教育法は、取得しようとする免許教科のものを必ず修得してください。
 3) 教育実習は 3・4 年次（中学校）及び 4 年次（高等学校）に実施しますが、その詳細は別に指示します。
 4) 教育実習の事前・事後指導は、必修となるので必ず受講してください。
 5) 教職に関する科目で修得した単位は、地球環境学科を除き 6 単位までを自由科目に算入します。